

防府市公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置要綱

令和3年4月30日制定

(目的及び設置)

第1条 本市における既存ストック住宅の効率的かつ円滑な更新を図るとともに、予防保全的管理を図るため、防府市公営住宅長寿命化計画を策定するにあたり、専門的な見地から基本方針や目標設定その他必要な項目について意見、助言を行うため防府市公営住宅等長寿命化計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公営住宅の長寿命化に関する基本方針及び目標設定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長は、土木都市建設部長をもって充て、副委員長は、総合政策部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、必要に応じて、関係職員のみで開くことができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補助組織)

第6条 第2条の事務を円滑に遂行するため、委員会に幹事会を置く。

(幹事会)

第7条 幹事会は、別表第2に掲げる職員をもって組織する。

- 2 幹事会の幹事長は土木都市建設部次長をもって充て、副幹事長は互選とする。
- 3 幹事長は幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会の会議については、第5条を準用する。

(作業部会)

第8条 委員会は、所掌事務を遂行するため、作業部会等を設けることができる。

- 2 前項の作業部会等は、委員会の指示に基づき、業務を行う。
- 3 作業部会等の組織及び業務は、委員会が別に定める。

(事務局)

第9条 委員会及び幹事会の事務局は、土木都市建設部建築課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補 職 名 等
副市長(委員長)、土木都市建設部長(副委員長)、総務部長、総合政策部長、健康福祉部長

別表第2（第7条関係）

補 職 名 等
土木都市建設部次長（幹事長）、社会福祉課長、高齢福祉課長、障害福祉課長 防災危機管理課長、子育て支援課長、政策推進課長、財政課長、都市計画課長 開発建築指導課長